

2016年11月25日

中華人民共和国
国家知的財産権局 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「中国特許審査指南改正草案（意見募集稿）」についての意見

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約242社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の特許制度については強い関心を持っております。この度、意見を募集されている「特許審査指南改正草案（意見募集稿）」について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 媒体クレームの保護の明確化、コンピュータプログラムクレームの保護

（1）草案関連条文

第二部分 第九章 5.2 特許請求の範囲の書き方 第1段落 第1文

コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の特許請求の範囲は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置等の製品クレームに書いてもかまわない。

（2）考察

①媒体クレームの保護の明確化について

意見募集稿に関する国家知識産権局の説明の「二、（二）、1」には、「更に『コンピュータプログラム自体』と『コンピュータプログラムに係わる発明』との違いを明確にし、『媒体+コンピュータプログラムフロー』の方式で請求項を記載するのを認める。」とある。

しかし、意見募集稿の第1文の表現では、媒体クレーム（「媒体+コンピュータプログラムフロー」の方式で記載されたクレーム）が、特許権の保護を受けられるか否かが不明確である。

そこで、コンピュータプログラムに係る発明特許出願の特許請求の範囲については、

媒体クレームの形式で記載することにより、特許保護の客体になることをより明確にする必要がある。

②コンピュータプログラムクレームの保護について

コンピュータプログラムに係る発明については、上記の媒体クレームだけでなく、コンピュータプログラムクレーム（ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている形式で記載されたクレーム）についても、特許保護の客体に属するようにしていただきたい。

(3) 意見

第1文を以下のように修正していただきたい。

コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の特許請求の範囲は、方法クレーム、媒体クレーム又はコンピュータプログラムクレームの形式で書いても、当該方法を実現させる装置等の製品クレームに書いてもかまわない。

2. 構成部にプログラムを含むことができる点の記載例の明示

(1) 草案関連条文

第二部分 第九章 5.2 特許請求の範囲の書き方 第1段落 最終文
前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる。

(2) 考察

最終文の文言だけでは、具体的にどのように請求項を記載すべきかが判然としない。

(3) 意見

最終文について、具体的な請求項の記載例を示していただきたい。

以上